

京都市公文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第113号

京都市公文書管理規則の一部を改正する規則

京都市公文書管理規則の一部を次のように改正する。

別表6の項中「6」を「7」に改め、同表5の項中「5」を「6」に改め、同表4の項中「4」を「5」に改め、同表3の項中「3」を「4」に改め、同表2の項中「2」を「3」に改め、同表1の項を次のように改める。

1	(1) 市政の運営に関する基本方針及び基本計画の策定に関するもの (2) 廃置分合及び境界変更に関するもの (3) 市会議案に関するもの (4) 重要な例規の制定及び改廃に関するもの (5) 歴史資料として重要であると認められるもの	永年
2	(1) 行政処分に関するものでその効力を有する期間が10年を超えるもの (2) 本市又は本市の機関を当事者とする訴訟の判決書 (3) 職員の採用、退職、処分等人事管理の基本に関するもの (4) 契約に関するものでその効力を有する期間が10年を超えるもの (5) 公有財産の取得及び処分に関するもの (6) 前各号に規定するもののほか30年間保存する必要があると認められるもの	30年

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際既に完結している公文書で、その保存期間が永年と定められているもの（この規則による改正後の京都市公文書管理規則別表1の項に掲げる公文書を除く。）については、その保存期間を30年とする。この場合において、当該公文書の保存期間は、平成19年4月1日から起算する。

(総務局総務部文書課)